

国指定仏沼鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（保護の指針の変更）】

平成 27 年 11 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

仏沼鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県三沢市大字三沢字庭構 49 番 1133 号の東端を起点とし、同所から国道 338 号を南進し同市大字三沢字庭構 7056 番の公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み同市大字三沢字庭構 5871 番 1 号の西端と南端を結ぶ直線の延長線との交点に至り、同点から同延長線を北西に進み農道との交点に至り、同農道を南西に進み市道谷地頭金糞線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み市道大崎 4 号線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み同道路と同市大字三沢字庭構 4536 番 1 号との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し谷地頭幹線排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み県道天ヶ森三沢線との交点に至り、同所から同道路を北進し同市大字三沢字庭構 49 番 24 号の北西端に至り、同所から同所と同市大字三沢字庭構 49 番 147 号の南西端を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北東に進み起点に至る直線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年)

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と^{さびしろ}淋代海岸砂丘に挟まれた仏沼干拓地及びその周辺の水田地帯から成る。仏沼干拓地は耕作地として利用されていたが、現在、一部の区域については耕作が行われていない一方で、水路の維持、機械による排水、定期的な野焼き等による管理が行われていることから、草丈が多様なヨシ群落等となっている。

このような自然環境を反映して、仏沼干拓地には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のオオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種のオオセッカ、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒ及びシマクイナ、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等の希少な草原性の鳥類の繁殖が確認されている。また、仏沼干拓地と一体的な周辺の水田には、冬期は、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、オオワシ等の猛禽類^{きん}の生息も確認されている他、マガン、ヒシクイ等のガンカモ類の採餌及び休息の場となっている。

このように、当該区域は、ヨシ群落を中心としてオオセッカ等の希少鳥類が多種生息し、繁殖が確認されていること等から、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカをはじめとする希少鳥類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、青森県三沢市に所在し、市の中心部より北東部へ約 20 kmの地点に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた低地にある。

イ 地形、地質等

当該区域は、海跡湖である沼を干拓した区域を含む水田地帯である。第四紀層沖積世のローム層、砂及び砂岩で形成されており、土壌は低位泥炭土壌を主体とし、干拓地北部には、若干、粗粒グライ土壌から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、草本第一層にヨシ群落が生育し、第二層にエゾミソハギ、ツボスミレ、アゼスゲ、オオノアザミ、ホソイ、コウヤワラビ、スギナ、チゴザサ等が確認され、一部にヨシ・アゼスゲ群落が生育する。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではオオセッカ、コジュリン、コヨシキリ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ等の繁殖が確認され、シマクイナの生息も確認されているほか、チュウヒ、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されている。哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンイイズナ等、7科13種の生息が確認されている。魚類では環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のキタノメダカ、イバラトミヨ等、5科8種の生息が確認されている。また昆虫類では、ベニシジミ、ハッチョウトンボ、アオオサムシ等、43科274種の生息が確認されている。

なお、近年、特別保護地区内の水路及び池沼へ特定外来生物のウシガエルの侵入が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内において、農林水産物への被害は確認されていない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 10 本

(2) 案内板 2 基

7 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区はヨシ群落を中心としてオオセッカ等の希少鳥類が多種繁殖等しており、今後もこれら鳥類の生息地として保護する必要があることから存続期間の更新を行うものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日環境省告示第 86 号）

別表1 国指定仏沼鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	737 ha	ha	737 ha	222 ha	ha	222 ha	ha	ha	ha
林野	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	713 ha	-226 ha	487 ha	222 ha	-222 ha	0 ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	21 ha	226 ha	247 ha	0 ha	222 ha	222 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	211 ha	1 ha	212 ha	185 ha	ha	185 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	211 ha	1 ha	212 ha	185 ha	ha	185 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	211 ha	1 ha	212 ha	185 ha	ha	185 ha	ha	ha	ha
私有地等	526 ha	-1 ha	525 ha	37 ha	ha	37 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	526 ha	-1 ha	525 ha	37 ha	ha	37 ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	737 ha	ha	737 ha	222 ha	ha	222 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で < > 書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定仏沼鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考		
キジ目	キジ科	<u>ウズラ</u>	VU	夏鳥		
		○ キジ	—	留鳥		
カモ目	カモ科	<u>オオヒシクイ</u>	NT・天然記念物	旅鳥		
		○ <u>ヒシクイ</u>	VU・天然記念物	旅鳥		
		<u>マガン</u>	NT・天然記念物	旅鳥		
		<u>カリガネ</u>	EN	旅鳥		
		○ <u>コブハクチョウ</u>	—	留鳥		
		○ <u>コハクチョウ</u>	—	旅鳥		
		<u>アメリカコハクチョウ</u>	—	迷鳥		
		○ <u>オオハクチョウ</u>	—	旅鳥		
		<u>アカツクシガモ</u>	DD	迷鳥		
		○ <u>オシドリ</u>	DD	夏鳥		
		<u>オカヨシガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>ヨシガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>ヒドリガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>マガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>カルガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>ハシビロガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>オナガガモ</u>	—	旅鳥		
		<u>シマアジ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>コガモ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>ホシハジロ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>キンクロハジロ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>スズガモ</u>	—	旅鳥		
		<u>ホオジロガモ</u>	—	旅鳥		
<u>ミコアイサ</u>	—	旅鳥				
<u>カワアイサ</u>	—	旅鳥				
<u>ウミアイサ</u>	—	旅鳥				
カイツブリ目	カイツブリ科	○ <u>カイツブリ</u>	—	夏鳥		
		○ <u>カンムリカイツブリ</u>	LP	夏鳥		
		<u>ハジロカイツブリ</u>	—	冬鳥		
ハト目	ハト科	○ <u>キジバト</u>	—	留鳥		
		<u>アオバト</u>	—	夏鳥		
カツオドリ目	ウ科	○ <u>カワウ</u>	—	夏鳥		
		<u>ウミウ</u>	—	迷鳥		
ペリカン目	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN	留鳥		
		<u>ヨシゴイ</u>	NT	夏鳥		
		<u>オオヨシゴイ</u>	CR	夏鳥		
		<u>リュウキュウヨシゴイ</u>	—	迷鳥		
		<u>ゴイサギ</u>	—	夏鳥		
		<u>ササゴイ</u>	—	夏鳥		
		<u>アマサギ</u>	—	夏鳥		
		○ <u>アオサギ</u>	—	留鳥		
		<u>ムラサキサギ</u>	—	迷鳥		
		○ <u>ダイサギ</u>	—	留鳥		
		<u>チュウダイサギ</u>	—	夏鳥		
		<u>チュウサギ</u>	NT	夏鳥		
		<u>コサギ</u>	—	迷鳥		
		<u>カラシラサギ</u>	NT	迷鳥		
		トキ科	トキ科	<u>クロトキ</u>	DD	迷鳥
				<u>へらサギ</u>	DD	迷鳥
		ツル目	ツル科	<u>マナヅル</u>	VU・国際希少	迷鳥
<u>タンチョウ</u>	VU・国内希少・特別天然記念物			迷鳥		
<u>アネハヅル</u>	—			迷鳥		
クイナ科	クイナ科		<u>シマクイナ</u>	EN	夏鳥	
			○ <u>クイナ</u>	—	留鳥	
<u>ヒメクイナ</u>	—	夏鳥				
<u>ヒクイナ</u>	NT	夏鳥				
<u>バン</u>	—	夏鳥				

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ツル目	クイナ科	○ オオバン	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	○ ホトトギス	—	夏鳥
		ツツドリ	—	夏鳥
		○ カッコウ	—	夏鳥
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	夏鳥
アメツバメ目	アメツバメ科	ハリオアマツバメ	—	夏鳥
		アマツバメ	—	夏鳥
チドリ目	チドリ科	タゲリ	—	旅鳥
		ムナグロ	—	旅鳥
		コチドリ	—	夏鳥
		メダイチドリ	—	旅鳥
	セイタカシギ科	<u>セイタカシギ</u>	VU	旅鳥
	シギ科	オオジシギ	NT	夏鳥
		ハリオシギ	—	旅鳥
		○ タシギ	—	旅鳥
		オオハシシギ	—	旅鳥
		シベリアオオハシシギ	DD	迷鳥
		オグロシギ	—	旅鳥
		<u>コシャクシギ</u>	E N・国際希少	迷鳥
		チュウシャクシギ	—	旅鳥
		ダイシャクシギ	—	旅鳥
		<u>ホウロクシギ</u>	VU	旅鳥
		<u>ツルシギ</u>	VU	旅鳥
		コアオアシシギ	—	旅鳥
		アオアシシギ	—	旅鳥
		クサシギ	—	旅鳥
		<u>タカブシギ</u>	VU	旅鳥
		キアシシギ	—	旅鳥
		ソリハシシギ	—	旅鳥
		イソシギ	—	旅鳥
		キョウジョシギ	—	旅鳥
		トウネン	—	旅鳥
		オジロトウネン	—	旅鳥
		ヒバリシギ	—	旅鳥
		ウズラシギ	—	旅鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		エリマキシギ	—	旅鳥
		アカエリヒレアシシギ	—	旅鳥
		ハイイロヒレアシシギ	—	旅鳥
	タマシギ科	<u>タマシギ</u>	VU	迷鳥
	ツバメチドリ科	<u>ツバメチドリ</u>	VU	夏鳥
	カモメ科	ユリカモメ	—	旅鳥
		ウミネコ	—	留鳥
		カモメ	—	冬鳥
		シロカモメ	—	冬鳥
		セグロカモメ	—	冬鳥
		オオセグロカモメ	—	冬鳥
		アジサシ	—	旅鳥
		クロハラアジサシ	—	夏鳥
		ハジロクロハラアジサシ	—	夏鳥
タカ目		ミサゴ科	○ ミサゴ	NT
	タカ科	ハチクマ	NT	迷鳥
		○ トビ	—	留鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU・国内希少・天然記念物	冬鳥
		<u>オオワシ</u>	VU・国内希少・天然記念物	冬鳥
		○ <u>チュウヒ</u>	E N	夏鳥
		○ ハイイロチュウヒ	—	冬鳥
		マダラチュウヒ	—	迷鳥
		ツミ	—	旅鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		○ <u>オオタカ</u>	NT・国内希少	留鳥
○ ノスリ	—	留鳥		

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
タカ目	タカ科	ケアシノスリ	—	冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	—	迷鳥
		コミミズク	—	冬鳥
サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	—	旅鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ カワセミ	—	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	—	夏鳥
		コゲラ	—	留鳥
		アカゲラ	—	留鳥
		アオゲラ	—	留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	—	冬鳥
		コチョウゲンボウ	—	冬鳥
		チゴハヤブサ	—	夏鳥
		ハヤブサ	VU・国内希少	留鳥
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	VU	夏鳥
	モズ科	○ モズ	—	夏鳥
		アカモズ	EN	夏鳥
		オオモズ	—	迷鳥
		オオカラモズ	—	迷鳥
	カラス科	カケス	—	留鳥
		オナガ	—	留鳥
		コクマルガラス	—	冬鳥
		ミヤマガラス	—	冬鳥
		○ ハシボソガラス	—	留鳥
		ハシブトガラス	—	留鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ	—	冬鳥
		ヒガラ	—	留鳥
		○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ科	ヒメコウテンシ	—	迷鳥
		コヒバリ	—	迷鳥
		○ ヒバリ	—	夏鳥
	ツバメ科	ハマヒバリ	—	迷鳥
		○ ショウドウトツバメ	—	旅鳥
		○ ツバメ	—	夏鳥
	ヒヨドリ科	コシアカツバメ	—	迷鳥
		○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	留鳥
		ヤブサメ	—	夏鳥
	エナガ科	エナガ	—	留鳥
	ムシクイ科	○ ムジセッカ	—	迷鳥
		メボソムシクイ	—	夏鳥
		センダイムシクイ	—	夏鳥
	メジロ科	メジロ	—	夏鳥
	センニュウ科	マキノセンニュウ	NT	迷鳥
		シマセンニュウ	—	旅鳥
○ オオセッカ		EN・国内希少	夏鳥	
ヨシキリ科	エゾセンニュウ	—	旅鳥	
	○ オオヨシキリ	—	夏鳥	
セッカ科	○ コヨシキリ	—	夏鳥	
	セッカ	—	迷鳥	
レンジャク科	キレンジャク	—	冬鳥	
ミソサザイ科	ミソサザイ	—	冬鳥	
ムクドリ科	○ ムクドリ	—	夏鳥	
	○ コムクドリ	—	夏鳥	
ヒタキ科	○ トラツグミ	—	夏鳥	
	クロツグミ	—	夏鳥	
	マミチャジナイ	—	旅鳥	
	アカハラ	—	夏鳥	
	○ ツグミ	—	冬鳥	
	ハチジョウツグミ	—	冬鳥	
	ノゴマ	—	旅鳥	
	ルリビタキ	—	旅鳥	

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ	—	旅鳥
		○ ノビタキ	—	旅鳥
		サバクヒタキ	—	迷鳥
		イソヒヨドリ	—	迷鳥
		コサメビタキ	—	夏鳥
		キビタキ	—	夏鳥
		オオルリ	—	夏鳥
	スズメ科	ニューナイスズメ	—	夏鳥
		○ スズメ	—	留鳥
	セキレイ科	キタツメナガセキレイ	—	迷鳥
		ツメナガセキレイ	—	迷鳥
		シベリアツメナガセキレイ	—	迷鳥
		キセキレイ	—	夏鳥
		○ ハクセキレイ	—	留鳥
		ピンズイ	—	夏鳥
		ムネアカタヒバリ	—	旅鳥
		○ タヒバリ	—	旅鳥
アトリ科	アトリ	—	冬鳥	
	○ カワラヒワ	—	留鳥	
	マヒワ	—	冬鳥	
	ベニヒワ	—	冬鳥	
	ハギマシコ	—	冬鳥	
	ベニマシコ	—	冬鳥	
	アカマシコ	—	迷鳥	
	ウソ	—	冬鳥	
	シメ	—	留鳥	
	イカル	—	夏鳥	
	ツメナガホオジロ科	ツメナガホオジロ	—	冬鳥
ユキホオジロ		—	冬鳥	
ホオジロ科	○ ホオジロ	—	留鳥	
	○ ホオアカ	—	夏鳥	
	コホオアカ	—	迷鳥	
	カシラダカ	—	冬鳥	
	ミヤマホオジロ	—	冬鳥	
	シマアオジ	CR	迷鳥	
	ノジコ	NT	夏鳥	
	○ アオジ	—	夏鳥	
	クロジ	—	夏鳥	
	シベリアジュリン	—	迷鳥	
	○ コジュリン	VU	夏鳥	
○ オオジュリン	—	夏鳥		
サバンナシトド	—	迷鳥		
合計	計18目	計49科	計225種	

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト（平成24年改訂）
CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類
NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する

(別表3) 国指定仏沼鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ目	トガリネズミ科	○ ニホンジネズミ	—	
	モグラ科	○ ヒミズ アズマモグラ	— —	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	
		ホンドキツネ	—	
		ノイヌ	—	
	ネコ科	ノネコ	—	
イタチ科	ホンドテン	—		
	○ ホンドイタチ	—		
	ニホンイイズナ アナグマ	— —		
ネズミ目	ネズミ科	○ ハタネズミ	—	
ウサギ目	ウサギ科	トウホクノウサギ	—	
合計	計4目	計7科	計13種	

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト（平成24年改訂）
CR: 絶滅危惧IA類、 EN: 絶滅危惧IB、 VU: 絶滅危惧II類
NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する